

第4章 研 修

○東総地区広域市町村圏関係市職員共同研修規程

昭和50年 3月 7日

告 示 第 10 号

改正 昭和50年12月26日告示第13号

改正 平成18年 3月24日告示第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づき、東総地区広域市町村圏関係市職員に対して東総地区広域市町村圏事務組合（以下「事務組合」という。）が行なう研修（以下「職員共同研修」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員共同研修の目的)

第2条 職員共同研修は、職員の資質を向上し、その勤務能率の発揮及び増進を図り、行政の民主的かつ能率的な運営に資するため、職員の職務遂行に必要な知識及び技能を、能率的、効果的に修得させ、職務を適切に遂行する能力を養うことを目的とする。

(研修の種類)

第3条 職員共同研修は、次に掲げる区分により実施する。

(1) 一般研修

(2) 特別研修

ア 管理者研修

イ 監督者研修

(3) その他の研修

(一般研修)

第4条 一般研修は、次に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める職員を対象に行なう。

- (1) 新任職員研修 新たに採用された者
- (2) 初級職員研修 在職期間 4 年（短大卒にあつては 2 年）以上の者および新たに採用された大学卒の者
- (3) 中級職員研修 在職期間 10 年（大学卒にあつては 6 年、短大卒にあつては 8 年）以上の者

2 前項各号に定める一般研修は、その者の経験年数又は職務の種類により免除し、又は在職期間を短縮若しくは延長することができる。

（特別研修）

第 5 条 特別研修は、次に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める職員を対象に行なう。

- (1) 管理者研修 部長および課長の職にある者
- (2) 監督者研修 課長補佐および係長の職にある者

（その他の研修）

第 6 条 その他の研修は、必要のつと適当な方法により行なう。

（研修の方法等）

第 7 条 職員共同研修の期間、科目及び方法等は、毎年度当初それぞれの研修に応じて実施計画を定め関係市へ通知するものとする。

（研修参加者の指定）

第 8 条 職員共同研修に参加する者（以下「研修生」という。）は関係市長がそれぞれ指定し、あらかじめ事務組合へ報告するものとする。

（研修生の服務規律）

第 9 条 研修生は、所定の規律に従い、誠実に研修を受けなければならない。

- 2 研修期間中における研修生の服務については、関係市において職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく承認を得たものとみなす。
- 3 研修生が、次の各号の一に該当するときは、以後その者の研修を停止し又は免除する。この場合においては、すみやかに関係市長へ連絡する。
 - (1) 正当な理由がないのに出席が常でないとき。
 - (2) 規律をみだし、又は研修生としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 心身の故障のため研修に堪えないとき。

(4) その他特別の事情により、停止又は免除することが適当と認められたとき。

(研修結果の通知)

第 10 条 東総地区広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、研修が終了したときは、関係市にそれぞれ次に掲げる事項を通知する。

(1) 研修を修了した者の氏名

(2) 研修の区分

(3) 研修の期間

(4) 研修の総時間数

(5) 研修参加者ごとの欠席時間数

(6) その他必要と認める事項

(研修結果の測定)

第 11 条 職員共同研修結果について、必要と認めるときは、研修効果の測定を行なう。

(修了の要件)

第 12 条 管理者は、一般研修及び特別研修において、その研修の総時間数の 3 分の 2 以上出席し、かつ適当と認めるものを研修修了者とする。

(その他必要な事項)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、職員共同研修の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 12 月 26 日告示第 13 号）

この規程は、公示の日から施行し、昭和 49 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日告示第 3 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。